

平成22年度第2回記者勉強会報告書

日 時：平成23年3月4日（金） 13：00～14：00

共 催：日本弁理士会広報センター・日本弁理士会関東支部広報委員会

場 所：弁理士会館2階 2-B会議室

テーマ：「写真の著作権について」

出席者：

日本弁理士会（4名）

執行理事 中川裕幸

執行理事 青山 仁

関東支部広報委員長 平山 淳

関東支部広報委員会 委員 斎藤由紀（議事録担当）

議 事：

1. 開催の挨拶（平山 淳広報委員会委員長）

2. 青山 仁執行理事の挨拶および広報センターの活動内容報告

（1）報告事項

・弁理士報酬に関するアンケート結果の公表について

いわゆる標準額表が廃止された後、弁理士報酬を含む出願費用の予見性が低く、依頼者が躊躇するとの指摘が一部であった。そこで事務所経営弁理士に対して報酬に関するアンケートを実施した。今後、アンケートの集計結果を当会ホームページ上で公表するので、弁理士報酬を含む出願費用の予見性が今まで以上に向上すると思われる。

・会員マッチングシステムについて

会員が高齢となり廃業する等、担当弁理士に何らかの事情が生じた場合、事務の引き渡しを希望する会員と事務の引き受けを希望する会員とのマッチングを図る必要がある。これまででは、申請書による申請に基づいて上記マッチングを行っていた。

しかし、より迅速かつ適切な事務引き継ぎを可能とすべく、上記マッチングを行うコンピュータシステムを開発し、近日中に運用を開始する予定である。かかるシステムの運用開始により、弁理士全体として今まで以上に継続性のあるサービスの提供が可能になるものと期待している。

・はっぴょん通信について

広報センターでは、小・中学校を中心に約4万枚「はっぴょん通信」のポスターを配布して、知的財産に対する興味を持ってもらうよう啓発活動を行っている。

3. 講義内容（中川 裕幸執行理事）

◎講義の概要→写真、絵、フィギュアについて、それぞれが著作物か否かの検討を行う。

（1）カエルを写した写真は著作物か？

本物のカエルを写真家Aさんが撮影した→普通は、自然物をそのまま撮影したものは著作物ではない。

「イルカ写真事件」の例 (東京地判 H11.3.26 平成8(ワ)8477号)

- ・被告側の主張：創意工夫が認められないなら、著作物とは認められない。
- ・判決：原告は、自らの撮影意図に応じて構図を決め、シャッターチャンスを捉えて撮影を行った。よって著作物とは言えないと言う被告側の主張は、採用することができない。→著作物であることが認められた。

(2) カエルを模写した絵は著作物か？

本物のカエルをイラストレータBさんが図鑑の挿絵用に模写した。→絵は著作物性が認められている。たとえば、子供の絵も認められている。

—雑誌社が他の刊行物に勝手に絵を使用したらどうなるか。

「昆虫挿絵事件」の例 (東京地判 S36.10.25 昭和35(ワ)2058号)

- ・被告側の主張：原画が科学雑誌に登載することを目的とするもので、実物の正確な模写が要求される。よって美術作品（著作物）ではない。→他の雑誌に使っても問題ない。
- ・判決：各原画の創作的な精神的労作としての性格を失わしめるものではない。→著作物であることが認められた。

(3) カエルを模写したフィギュアは著作物か？

本物のカエルを造形師Cさんが、そっくりそのままフィギアとして制作した。

→デフォルメやオリジナルのフィギアは著作物性あり。しかし、本物をそのまま模写したフィギアに著作性はあるか。

「チョコエッグ事件」の例 (大阪高判 H18.3.29 平成17(ネ)10094号)

- ・事件概要：A社が著作権を有する有名な造形師が制作したフィギアを、B製菓がタマゴ形のチョコレートの中に入れて販売した。→両者の間で複数の著作権使用許諾契約を順次締結し、ロイヤルティや違約金について定めていたところ、B製菓がA社に対し商品の製造数量について過少報告をしたため、ロイヤルティ及び約定違約金の支払を請求した事件。
- ・被告側の主張：本件動物フィギュアは実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、創作性を有しているとは言えず、著作性は認められない。
- ・判決：著作権法2条1項1号の「思想又は感情を創作的に表現したもの」を具備していると評価されるとまではいえない。→個性がなく、創作性は低い。→著作物には該当しないとされた。(しかし、契約の有効性は認められ、B製菓はA社に違約金支払う判決がされた。)

(4) 以上の結論をどのように考えるべきか？→著作権法のいう、著作物性とは何か。

本日の問題点→何を持って著作物とするか。

—写真、絵は二次元で情報量は少ない、一方フィギュアは3次元で全体がわかり、情報量が多い。

→フィギュアを製作するには、多大な技量が求められるのに、著作性が認められないのはなぜか。

以下、写真保護の沿革等に基づいて、説明する。

(5)著作権法による写真保護の沿革

写真は、歴史的には、低レベルの著作物として、保護帰化において冷遇。

→絵画や彫刻等とは異なり、カメラ（機械）が重要な役割を果たし、人による創作と言う面が小さいと考えられたため。

→近年は、写真が芸術作品たりうることは広く認知。情報化時代を迎え、写真の経済的価値が高まっている。（以上、中山信弘 「著作権法」 p. 90～91 より）

沿革

①旧著作権法成立（1899年：ベルヌ条約加盟）：権利期間は発行後10年のみ。（旧法24条：挿入写真は著作者に帰属。旧法25条：肖像写真は委託者に帰属。→写真家に権利なし）

②著作権法成立（1970年：万博開催年）：公表後50年となった。（法55条）

問題点→写真家が20歳で公表して70歳で亡くなった場合、70歳で著作権消滅（現在は、死後50年間、権利が存続する）

③著作権法改正（1996年）：法55条削除。写真の著作権も死後50年間存続する。

→20歳で公表して70歳で亡くなった場合、死後50年間、権利が存続する。

(6)写真の構成要素と著作権の定義

写真には、カメラマンの創意工夫がある。

被写体等のテーマ決定→構図等具体的表現の決定→光線・ピント・レンズ種類決め（巧拙・テイスト）：著作権は、うまいか下手かは考慮しない。創意工夫のみ。

構図が写真の骨子：法2条1項1号「思想または感情を創作的に表現したもの」

構図 = 画面構成 + シャッターチャンス

（以上、田中希美男「デジタル一眼で傑作写真を撮る本」より）

(7)画面構成とは、「空間の切り取り」

同じ風景でも、ある人が富士山の風景のみ切り取って構図としたものと、富士山と近くの工場とを切り取って構図とした場合、それぞれの画面構成が異なり、構図も異なる。

(8)画面構成の具体例

夕日（どの時刻で撮影するか）、アーケードドーム（位置）、猫（どの場所で撮影するか）などの被写体。これにより、構図も異なる。

(9)シャッターチャンスとは「時間の切り取り」

どの時点で撮影するかで構図が異なる。たとえば、サッカーの写真撮影時に、蹴った瞬間を撮るか、蹴ってボールが離れた瞬間を撮るかで、構図が異なる。

(10)シャッターチャンスの具体例

池の鯉を撮影する際にも、線路を撮影する際にも、時間帯により、被写体の動きや状態等が変わって、構図が変わってくる。

(11) この結論をどのように考えるべきか？～再び

故に、カエルの写真も、どう撮るか、どの時間でとるか決定して撮影するから、空間の切り取り、時間の切り取りあり。

→「構図」を切り取るところに「思想または感情の創意的表現」が認められる。

(12) すべての写真が著作物ではない

構図に選択の余地のない、記録を主とした写真は著作物ではない。

裁判例がない。以下のような著作権の権威の先生方の説のみ。(敬称略)

忠実な複製写真、外画をそのまま撮影した写真、監視カメラ等で撮影した写真などは著作性が認められない。

— 加戸 守行著：「著作権逐条講義」P. 123 参照

— 作花 文雄著：「著作権法 制度と制作 第3版」P. 43 参照

— 中山 信弘著：「著作権法」P. 91 参照

(13) とはいって、ほとんどの写真が著作物である

商品写真の著作物性の肯定

「カーテン用副資材商品カタログ事件」(大阪地判 H7.3.28 平成4(ワ)1958号)

— カーテンのフックの写真に著作性が認められた。被写体の選定、写真の構図、光量の調整等に工夫を凝らし、撮影者の個性が写真に表れているもの。

→写真の著作物(法10条1項8号)として保護対象となる。

プロマイド写真の著作物性の肯定

「真田広之プロマイド事件」(東京地判 S63.7.10 昭和57(ワ)2997号)

— 撮影に際し、被写体の特長を引き出すポーズ、表情をとらせ、シャッターチャンスをうかがい、ファンの好みそうな表情を狙って撮影している。

→証明用肖像写真等とは異なり、写真の著作物というに妨げない。

偶然にとれた写真の著作物性の肯定

「カタログ広告写真事件」(知財高判 H18.3.29 平成17(ネ)10094号)

— 偶然に撮影された写真は、カメラマンのシャッターチャンスの捕捉等、撮影技法を駆使した成果として得られることや、オートフォーカスカメラ等の機械的作用を利用した結果として得られることもある。撮影者の意図を離れて偶然の結果に左右されることがあるが、偶然か創作か、意図があつたか否かまでわからない。

→結果物で判断する。

(14) 撮影者が自ら構図を作り出した写真(可変対象写真)

～切り取るだけのタイプ(不可変対象写真)とは異なる写真

以上説明した写真は、原則、被写体(富士山など)をカメラマン自らは動かせない。

撮影者が動かせるもの(配置をコントロールできるもの)には著作性はあるか。

「みずみずしいスイカ事件」(東京高判 H13.6.21 平成12(ネ)750号)

同じ素材を使用して、配置を変えて撮影した。

→撮影場所、スイカ等の対象物、背景の紙等を組み合わせることにより、人為的に作り出された被写体であるから、被写体の決定自体に独自性を認める余地が

十分認められる。よって、侵害であると認められた。

(15) 写真の著作権の範囲

～構図を真似たら著作権侵害か？

殆どが侵害を否定されている。

創作性が小さければその写真のコピーにしか権利は及ばない。

「カタログ広告写真事件」(前出)

創作性の存在が肯定されても、創作性が微少な場合には、当該写真をそのままコピーして利用したような、複製権侵害を肯定するにとどめる。

似たような商品を似たように写した写真には権利は及ばない。

「カーテン用副資材商品カタログ事件」(前出)

撮影対象を全く異にするものであるから、似たように写した写真の創作性を否定する根拠にはならない。

同じ建物を同じ構図で撮影しても翻案権侵害ではない。

「廃墟写真事件」(東京地判 H22.12.21 平成21(ワ)451号)

自分が見つけた廃墟の写真を、他の人も見つけて同じような構図で撮影した。翻案権侵害で訴えた点で毛色が異なる。

→翻案権は認められなかった。ただし、構図が同じであることは認められている。

(16) 本日のまとめ

構図の創作性で判断する。

構図に創作性がなければ、著作性なし。

－著作性ありと考えるもの

・プリクラ→いろんなポーズを取ったりするため。

・電子顕微鏡写真、航空写真など→ケースバイケース。

c f : 雪の結晶写真は、一瞬を切り取るということで、著作性はあると考える。

・宣材写真

－著作性なしと考えるもの

・大学受験、運転免許証等の添付写真→構図がある程度決まっている。

・監視カメラの写真→構図の切り取り等に選択性なし

・ハヤブサの微粒子の写真→著作性はないと考える。記録のために、構図は必然的に決まる。

(17) おまけ：写実的な立体物をどう考えるか？

彫刻やフィギュア等、有名な芸術作品の写実的な写真であっても、撮影によって写真の味が違う。→著作物ではないとはいえないと考える。

4. 質疑応答

(1) 大学の先生が勝手に写真を掲載した。

→法32条で引用ならOK。議論のために具体的に見せたほうが分かりやすいのであれば、問題ないと思われる。

引用なら「利用」と書かれているので、紙媒体で配布してもブログに載せてもOK。ただし、「引用」を理由にできず、「私的使用」を理由にするなら複製しか許可してないので、ブログに写真をのせた場合は送信権の侵害となる。

(2)報道写真に、たまたま意匠・商標権があるものが写り込んで報道してしまった。

→意匠・商標として使用されるものでなければ、写真への写り込みはOK。

・ただし、著作権の写り込みは問題となる。写真を撮ったら、たまたま著作物が移っていたときなど。しかし、著作権法には、調整規定がない。

・なお、キャラクターのプラモデルを買って、完成品の写真をネットに公開した場合は、名目上は公衆送信権違反。しかし、默示の許諾販売者側は、当然作ったものが公表されることはわかっているから、默示の許諾がされているものと考える。

・いわゆる「痛車（車体にアニメのキャラクターなどを描いた車）」の場合は、許可なく自動車に描いているが、私的使用なので「痛車」の持ち主には問題がない。しかし、「痛車」を写真に撮って、掲載すると問題がある。默示の許諾はない。

(3)同じようなものが偶然創作された場合はどうなるか。

依拠性があるか否かできる。たまたま似ていたら、著作性は否定できない。

(4)磯野家のナゾなどは、引用と認められるか？

そもそも著作物の侵害ではないので、引用の問題ではない。→建物の構造などは、具体的な表現の再現ではないからである。

5. 関東支部広報委員会からのお知らせ（平山淳広報委員会委員長）

・著作権相談室開設のご案内

毎月第4木曜日 午前10時～12時、午後2時～4時に開催していますので、ご利用下さい。

以上